

人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下で銃猟を可能とする。

■ 背景

- 近年、クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への出没が増加。とりわけ令和5年度にはクマによる人身被害の件数が過去最多※1。

※1 件数の把握がある平成18年度以降最多（198件219人）

- 現行の鳥獣保護管理法は、**住居集合地域等※2**における銃猟、建物・乗物・飼養動物に向かってする銃猟、夜間の銃猟を禁止（第38条）。

※2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所。

- 現に危険が生じている場合、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難などとして、応急的に銃猟を実施しているが、膠着状態にある場合等において**より予防的・迅速な対応が必要**。



ツキノワグマ



イノシシ

兵庫県森林動物研究センター提供



■ 主な改正内容 クマ等の銃猟に関する制度の見直し

- 市町村長は、

- ①**危険鳥獣**（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入※3し、
- ②危険鳥獣による人の生命・身体への**危害を防止する措置が緊急に必要**で、
- ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、
- ④避難等によって**地域住民等に弾丸が到達するおそれがない**場合には、

危険鳥獣の銃猟を捕獲者※4に委託して実施させることができる（緊急銃猟）（第38条の適用除外）。

※3 侵入するおそれが大きいことを含む。

※4 政令で定める技能要件を満たす者に限る。

- 緊急銃猟の実施にあたり、下記の関連規定を整備。

- ・地域住民等の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は**通行制限、避難指示を実施**。
- ・市町村長は、**都道府県知事に応援を要請**することができる。
- ・緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、市町村長が**補償**※5。

※5 保険により対応することを想定



クマ等が人の生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することを可能に

<施行期日> 公布の日から起算して**6月を超えない範囲で**政令で定める日

※上記法案による制度整備に加え、国は財政支援（交付金）や技術的支援（ガイドライン策定）等を実施